

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和5年9月4日
水 俣 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域の重複と有無			
		○		水俣市袋、江添、長野、長崎	無	令和2年度～令和6年度	タマネギ緑肥の会	農業生産活動の取組面積の増加
		○		水俣市湯出、越小場、初野、江添、袋	無	令和2年度～令和6年度	肥薩自然農業グループ	農業生産活動の取組面積の増加
		○		水俣市袋、月浦	無	令和2年度～令和6年度	福島柑橘園	農業生産活動の取組面積の増加
		○		水俣市袋	無	令和2年度～令和6年度	水俣病患者家庭果樹同志会	農業生産活動の取組面積の増加
		○		水俣市袋、月浦、江添	無	令和4年度～令和8年度	からたち	農業生産活動の取組面積の増加